

該当法令 法56条の2 条例第4条の4	日影規制の対象となる建築物がある敷地に、日影規制の対象とならない高さの建築物を別棟で増築する場合、日影図は必要ですか？
---------------------------	---

敷地内に日影規制の対象となる高さの建築物がある場合は、日影図を添付する必要があります。

- ・日影図は、敷地内の全ての建築物から発生する日影を表したものであるため、日影規制の対象とならない高さの建築物の日影も明示する必要があります。
- ・日影算定時の平均地盤面を求める際は、敷地内の全ての建築物の周長及び地盤面より求めます。